

平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県労働委員会

会 長 〇 〇 〇 〇 様

申立人 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇労働組合
執行委員長 〇 〇 〇 〇 印

不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条第 1 号違反について、労働委員会規則第32条の規定により
下記のとおり申し立てます。

記

申立人 住所又は所在地 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名又は名称 〇〇〇〇労働組合
代表者職氏名 執行委員長 〇 〇 〇 〇

被申立人 住所又は所在地 千葉県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名又は名称 〇〇株式会社
代表者職氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇

(注)

代理人による申立てはできません。

第1 請求する救済の内容

被申立人は、申立人組合書記長〇〇〇〇に対する平成〇年〇月〇日付け懲戒解雇処分を撤回し、原職に復帰させるとともに、解雇の翌日から原職に復帰するまでの間、同人が受けるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。

第2 不当労働行為を構成する具体的事実

1 当事者

- (1) 申立人〇〇労働組合は、被申立人〇〇株式会社の従業員が平成〇年〇月〇日に結成した労働組合であって、組合員数は〇〇人である。
- (2) 被申立人〇〇株式会社は、平成〇年〇月〇日に設立された〇〇の製造販売業を営む資本金〇〇円の株式会社であって、肩書地に本社を置くほか、〇〇に工場、〇〇など全国各地に営業所があり、従業員数は〇〇名である。

2 本件の背景

(1) 平成〇〇年春闘

- ア 平成〇年〇月〇日、組合は平均〇パーセントの賃金引上げなどを求める春闘要求書を会社に提出した。
- イ 平成〇年〇月〇日、組合は会社の回答を不満として2時間の時限ストライキを行った。
- ウ 平成〇年〇月〇日、・・・・・・・・

(2) 〇〇書記長の組合活動

- ア 〇〇書記長は、平成〇〇年の大会で書記長に選出され、以来今日に至るまでその職にあり、その熱心な活動により組合員の信望も厚い。
- イ ・・・・・・・・

3 本件懲戒解雇の不当労働行為性

- (1) 平成〇年〇月〇日、会社は、就業規則第〇〇条の規定により〇〇書記長を懲戒解雇すると通告した。会社は、その理由として〇〇書記長が平成〇年〇月〇日に行った・・・・が就業規則に定められた懲戒解雇事由に該当すると説明したが、〇〇書記長はそのような行為を行ったことはないばかりか、本人から事情も聴かずにいきなり解雇通知書を手渡すなど手続的に見ても妥当性を欠いているものである。
- (2) 本件解雇は、会社が〇〇書記長の積極的な組合活動を嫌って、同人を企業外に排除しようと企図したものであって、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。